

千葉市公告第5号

千葉市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規則（昭和54年千葉市規則第5号）第15条第1項第7号の規定により千葉市下水道排水設備工事業者の指定を取り消したので、同規則第19条第1項第2号の規定により公告します。

令和5年1月6日

千葉市長 神谷俊一

1 指定取消業者

事業所名	所在地	代表者
株式会社 和弘	千葉市稲毛区宮野木町2149番地3	白波 清海

2 取消日

令和4年12月22日